（小切手、支払指図書及び国庫金振替書の記載事項の訂正）

第百条　国税資金支払命令官等は、その振り出した小切手に記載された年度又はその交付し、若しくは送信した支払指図書若しくは国庫金振替書に記載し、若しくは記録された年度、受入科目及び振替先に誤りがあることを発見したときは、翌年度五月三十一日までにその取引店にその訂正を請求することができる。

第百二条の二　国税資金支払命令官等（センター国税資金支払命令官等を除く。）は、第七十二条第四項の通知をした後、同条第六項から第十項までに掲げる事項の中で、金額以外のものについて誤りがあることを発見したときは、センター国税資金支払命令官等にその訂正の請求を求めなければならない。

2　センター国税資金支払命令官等は、前項の規定により国税資金支払命令官等から訂正の請求を受けたときは、日本銀行本店にその訂正を請求しなければならない。

（送金又は振込みの取消し）

第百三条　［略］

2　センター国税資金支払命令官等は、第七十六条第三項の手続をした後において、当該送金又は振込みを取り消す必要があり、かつ、当該送金又は振込みに係る支払金が支払未済であることを確かめたときは、日本銀行本店に対し、第三十一号の四書式の国庫金送金又は振込取消請求書を送付又は送信し、当該送金又は振込みの取消しを請求するとともに、その旨を国税収納命令官等に通知して、日本銀行本店に交付した金額を資金に返納させるため必要な手続をとらなければならない。

3　［略］

4　第百一条の規定は、国税資金支払命令官等が、第一項の国庫金送金又は振込取消請求書及び第二項の国庫金送金又は振込取消請求書の記載事項について誤りのあることを発見したときについて準用する。

（国庫金送金通知書の支払停止及び再発行等）

第百四条　国税資金支払命令官等（センター国税資金支払命令官等を除く。以下この条において同じ。）は、第七十八条第一項の規定により受取人に送付した国庫金送金通知書（第七十六条第一項の手続に係るものに限る。）が、受取人の受領前に亡失し、支払未済であることを確めたときは、その取引店をしてその支払の停止の手続をさせ、更に国庫金送金通知書を作製し、表面余白に「再発行」の印をおし、これを受取人に送付し、その旨をその取引店に通知しなければならない。

2　国税資金支払命令官等は、第七十八条第一項の規定により受取人に送付した国庫金送金通知書（第七十六条第三項の手続に係るものに限る。）が受取人の受領前に亡失し、支払未済であることを確めたときは、その旨をセンター国税資金支払命令官等に通知しなければならない。

3　センター国税資金支払命令官等は、国税資金支払命令官等から前項の通知を受けた場合において、日本銀行本店にその支払の停止の手続を請求した後、支払停止済みの通知を受けたときは、その旨を国税資金支払命令官等に通知しなければならない。

4　国税資金支払命令官等は、センター国税資金支払命令官等から前項の通知を受けたときは、再度国庫金送金通知書を作製し、表面余白に「再発行」の印をおし、これを受取人に送付するとともに、その旨をセンター国税資金支払命令官等及び日本銀行本店に通知しなければならない。

（小切手、国庫金振替書及び支払指図書の記載事項の訂正）

第百条　国税資金支払命令官等は、その振り出した小切手に記載された年度、その発した国庫金振替書に記載された年度又はその交付若しくは送信した支払指図書に記載された年度、受入科目及び振替先に誤りがあることを発見したときは、翌年度五月三十一日までにその取引店にその訂正を請求することができる。

第百二条の二　国税資金支払命令官等（センター国税資金支払命令官等を除く。）は、第七十二条第四項の通知をした後、同条第六項に掲げる事項に誤りがあることを発見したときは、センター国税資金支払命令官等にその訂正の請求を求めなければならない。

［項を加える。］

（送金又は振込みの取消し）

第百三条　［同上］

2　センター国税資金支払命令官等は、第七十六条第三項の手続をした後において、当該振込みを取り消す必要があり、かつ、当該振込みに係る支払金が支払未済であることを確かめたときは、日本銀行本店に対し、第三十一号の四書式の国庫金振込取消請求書を送付又は送信し、当該振込みの取消しを請求するとともに、その旨を国税収納命令官等に通知して、日本銀行本店に交付した金額を資金に返納させるため必要な手続をとらなければならない。

3　［同上］

4　第百一条の規定は、国税資金支払命令官等が、第一項の国庫金送金又は振込取消請求書及び第二項の国庫金振込取消請求書の記載事項について誤りのあることを発見したときについて準用する。

（国庫金送金通知書の支払停止及び再発行等）

第百四条　国税資金支払命令官等は、第七十八条第一項の規定により受取人に送付した国庫金送金通知書が、受取人の受領前に亡失し、支払未済であることを確めたときは、その取引店をしてその支払の停止の手続をさせ、更に国庫金送金通知書を作製し、表面余白に「再発行」の印をおし、これを受取人に送付し、その旨をその取引店に通知しなければならない。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］